

こんにちは ハローワーク

令和3年4月30日発行

5 月号

築館公共職業安定所 TEL 0228-22-2531
栗原市築館薬師2丁目2-1 FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

○緊急事態宣言を受けた都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークの対応について
 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月23日に発出されました。対象となる都道府県だけでなく全国の労働局・労働基準監督署・ハローワークは原則として開庁しますが、利用者みなさまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能です。外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。詳細は2ページをご覧ください。

○緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の特例措置等の対応について
 新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という）、新型コロナウイルス感染症対応支援金・給付金（以下「休業支援金等」という）の特例措置に係る5月以降の取り扱いについては、3ページの別紙をご覧ください。

○令和4年3月新規高等学校卒業者の就職に係る採用選考期日については以下のとおりです

ハローワークによる求人申込の受付開始	6月1日
企業による学校への求人申込及び学校訪問開始	7月1日
学校から企業への生徒の応募書類提出開始	9月5日



労働市場の動き(3月内容)

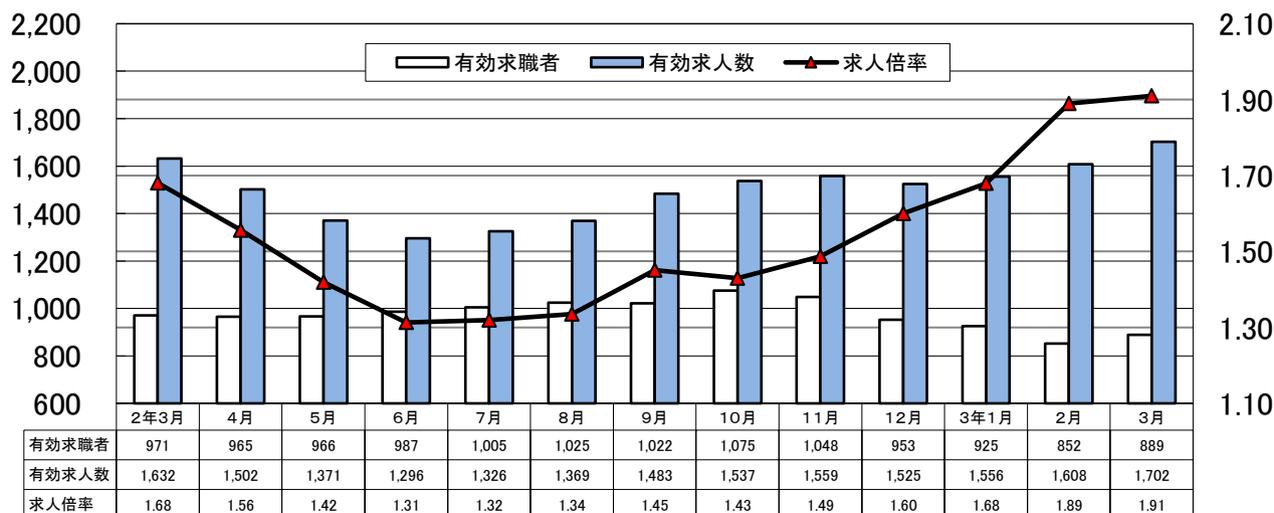
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆3月の有効求人倍率は1.91倍

◆月間有効求人数は1,702人、月間有効求職者数は889人

- ・新規求人数は632人と、前月に比べ5.2%の増加となり、前年同月比では13.1%の増加となりました。
- ・新規求人は主な産業別では前年同月比で生活関連サービス業・娯楽業が87.5%、製造業で69.7%、卸売・小売業で48.8%増加した一方で、宿泊業・飲食サービス業が66.7%、サービス業が27.7%減少しました。
- ・新規求職申込件数は245人と、前月に比べ17.8%増加し、前年同月比では7.5%減少しました。
- ・このため、3月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1,702人に対し、月間有効求職者数889人で、有効求人倍率は、1.91倍となり、先月より0.02ポイント上昇しました。



**緊急事態宣言を受けた
都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について**
～相談、届出・申請などは「電話」、「電子申請」、「郵送」をご活用ください～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月23日に発出されました。特定都道府県（緊急事態宣言の対象都道府県）も含め全国の都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークは原則として開庁しますが、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能です。外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

電子申請をする方法については、次項の「参考」をご参照いただくか、最寄りの都道府県労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

また、都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークで行う申請・届出等については、一部を除き、事業主等の押印や署名がなくとも提出ができますので、こうした書類の作成に当たってのテレワークの活用もあわせてお願いします。

【電話による相談などが可能な主なもの】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談
- ・ 解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、労災補償などのあらゆる分野の労働相談
- ・ ハローワークによる職業紹介 など

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・ 労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・ 労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・ 労働保険徴収法に基づく届出 など
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく労災請求 など
- ・ 雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ・ ハローワークへの求人申込み
- ・ 労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など
- ・ 雇用調整助成金の支給申請
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給申請

【郵送による届出・申請が可能な主な手続き】

- ・ ハローワークや雇用環境・均等部（室）における各種助成金の申請 など

【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・ ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・ 労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ

※ これらの主な手続き等の他にも、電子申請や郵送による届け出・申請などが可能な手続きがあります。詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
	業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という)、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)

5月・6月：緊急事態措置区域、重点措置区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)



雇用の動き(3月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	245	17.8	▲ 7.5
	うち45歳以上	134	19.6	▲ 1.5
	有効求職者数	889	4.3	▲ 8.4
	うち45歳以上	508	2.4	▲ 3.2
求人関係	新規求人数	632	5.2	13.1
	うち常用	590	1.0	7.1
	有効求人数	1,702	5.8	4.3
	うち常用	1,627	5.4	3.5
紹介関係	紹介件数	285	10.9	0.4
	うち常用	257	5.8	▲ 5.5
就職関係	就職件数	131	44.0	5.6
	うち常用	116	38.1	▲ 0.9

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	173	▲ 6.5	▲ 0.6
	資格喪失者数	156	5.4	▲ 41.8
	月末現在被保険者数	17,606	0.0	▲ 1.0

